平成２４年（フ）第２０２０号
横浜市金沢区富岡東４丁目６番４号　103
債務者　新井　正樹
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　細貝　嘉満
4　破産債権の届出期間　平成24年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９７５号
東京都昭島市中神町1373番地33
債務者　冨樫　博史
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅川　　一
4　破産債権の届出期間　平成24年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年１月25日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１３３号
静岡県富士宮市富士見ケ丘710番地　メゾン富士見Ａ棟102、前住所静岡県富士宮市万野原新田2990番地の３
債務者　小泉　藤雄
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長橋　　順
4　破産債権の届出期間　平成24年11月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年１月24日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２０７４号
横浜市都筑区仲町台４丁目16番６号
債務者　飯野　　悟
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰野　友彦
4　破産債権の届出期間　平成24年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年２月４日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７７９号
広島県廿日市市廿日市１丁目５番17―702号
債務者　福島　義夫
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　誠一
4　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７８０号
広島県廿日市市廿日市１丁目５番17―702号
債務者　福島　淑子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　誠一
4　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８７９号
広島市安佐南区八木４丁目７番18号
債務者　藤井　邦朗
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　日野真裕美
4　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月16日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８０号
広島市西区井口台１丁目９番９―102号
債務者　西井酒店こと　西井　哲宗
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　健太
4　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月25日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８２号
広島市佐伯区五月が丘４丁目15番６号、住民票上の住所広島市西区井口台１丁目９番９―102号
債務者　西井喜久枝
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　健太
4　破産債権の届出期間　平成24年11月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月25日午後４時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９９号
宮崎県都城市広原町１号14番地３　坂元広原ハイツ201
債務者　川口　道助
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　里美
4　破産債権の届出期間　平成24年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１０７号
鳥取県鳥取市安長334番地１、旧住所鳥取県鳥取市南安長３丁目73番地
債務者　丸山　恭司
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　伸幸
4　破産債権の届出期間　平成24年11月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４号
兵庫県南あわじ市賀集福井560番地　南淡路病院内、住民票上の住所兵庫県南あわじ市神代地頭方732番地
債務者　宮本青果こと　宮本　泰孝
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅田　修宏
4　破産債権の届出期間　平成24年11月30日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月18日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係